

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第六編 社会保険および社会保障

第三章 珪肺法制定の動き

全日本金属鉱山労働組合や日本炭鉱労働組合などが中心となつて行われている珪肺特別立法獲得のための運動に促されて、一九五一年末、国会において珪肺特別立法化促進のための国会対策委員会が労働者代表議員によって結成されて以来、衆参両院の関係議員の手でこの法案の準備が進められて来たが、五三年八月七日この法案が参議院労働委員会において提出された。提出者は栗山良夫、吉田法晴など左派社会党議員六名、赤松常子など右派社会党議員五名及び堀真琴(労農)、市川房枝(無)の諸氏であり、次のような提案理由の説明がなされた。これに対して政府与党はこの制定に極めて冷淡で日経連も早くからこれに対して反対を唱え(第七編参照)、そのため第一六国会では成立せず、審査継続を決定したものの、次いで行われた第一七、一八臨時国会、第一九通常国会でも審議見送りの状態となった。珪肺法案の提案理由は次の通りである。

遊離珪酸を飛散する作業場を有します金属鉱業、窯業、石炭鉱業、土石工業等の事業に使用される労働者に宿命的に負荷される疾病、一度かかれば現在の医学では治癒の方法がないという疾病、そして最後には、自己の用をも弁じ得ずただ病床に伏して生涯を終らなければならない疾病、それが珪肺という職業病であります。この職業病に対する特別措置は、既に一九一一年に南アフリカ連邦の珪肺法をこう矢と致しましてイギリス、オーストリア、ドイツ、イタリア、スイス、スペイン、フランス等の国におきまして珪肺に関する特別法の制定をみるに至り、今日、珪肺についての特別法をもつ国は一〇カ国に及んでおります。一方我国におきましては、昭和五年鉱夫就業扶助規則の運用通牒によって、はじめて鉱山における珪肺を業務災害補償の対象として取り上げ、その後昭和一一年、工場労働者にも及ぼし、昭和二二年の労働基準法によって更にその対象がひろげられ今日に至っているのであります。しかし、これらの措置は、珪肺と一般の職業病とに差別を設けることなく一率な予防と補償とを行うことを内容としているのであります。ところが、珪肺は他の疾病にはみられない特殊の性格をもっておりますので、これだけでは、未だ珪肺対策がなされたということではできません。

まず、珪肺は現在の科学によつては、これを完全に予防する方法がなく、又完全に治癒せしめる医学的方法もないのであります。しかも珪肺を発生せしめる作業は一国の基幹産業の一部として放擲するを許さない作業なのであります。かかる宿命をもつ珪肺の災厄をできるだけ少くするためには、一般の職業病に対する以上に特別な配慮が必要であります。これが対策として本法案におきましては、珪肺発生のおそれある職場の整備、珪肺患者の早期発見、早期職場転換の措置を講ずることと致しております。このうち職場の転換は、賃金の減少を伴いますので補償の措置をあわせ講ずることと致しました。

次に珪肺は、他の疾病と異つた特殊な症状を呈しつつ、慢性的な、かつ自動的な進行をつづけて行きます。ある期間は労働力を失い、つづく期間はある程度の労働能力を回復するというような状態を長期間にわたつて繰返しつつ、やがて全く労働能力を喪失して遂に回復することを見ないのであります。他の疾病がいつの日かには治癒する希望をも

って、回復への道へ進むのとは全く趣きを異にするのであります。従ってその療養期間は極めて長期にわたり、しかもその間において医学的治療を加える期間が断続致しますので、その療養期間について特別の考慮を払わねばなりません。

このため本法案においては療養補償の期間を一般の場合に比して二年延長し、かつその算定については現実に療養を受けた期間のみを通算することに致しております。また極めて緩慢な進行を続けるため現在の障害補償を受け得るような身体障害が現われる時期が遅く、かつ症状の固定ということがないので、現在のように療養開始後三年の時点において認定を致しますと珪肺患者のほとんどが障害補償を受け得なくなりますので、厚生年金保険法における障害年金と障害手当金についての認定時期を変更してこれが解決を図ることと致しております。

また珪肺症状のうち治療を加え得るのは機能障害についてだけであり、肺に生じた器質障害については何らの医学的治療の方法がありませんので、栄養補給による抵抗力の増強を図り、療養補償に代るべき補償を講ずる制度をも設けたのであります。なお珪肺に基づく業務災害補償は、すべて労働者災害保険から支払うこととし、また珪肺の特殊性によって業務災害一般の補償に附加された部分については、その三分の一を国が負担することと致しております。

悲惨な珪肺患者を根本的に救う道は、これが予防と治療の方法を科学の進歩によって発見することとあります。今日、珪肺の特殊性を顧慮しない法制のために、十分な補償さえ受け得ない状態の下に不治の職業病と苦闘している労働者を、科学の進歩を待つままでなおこのまま放置することは忍び得ないところであります。以上申し述べました予防措置と業務災害補償の特例とを規定する本法案によって、現在の悲惨な状態を救済することが当面の急務であると信じます。

以下にこの法案の要点を説明する。

一、「この法律は、労働者が珪肺にかかることを予防し、又珪肺にかかった労働者に対して労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるものの外、必要な補償を行うことを目的とする。」(第一章 第一条)

二、珪肺の予防措置として使用者は、珪酸粉塵の減少義務及び防塵マスクの整備、所定の珪肺健康診断を義務として行わねばならない(第二章)。

三、罹患後の補償としては、労災補償保険法又は労働基準法における療養打切り期限の三年規定を五年まで延長し、現在使用者と労働組合との協定に委せられている、珪肺患者に対する栄養補給を法制化するとともに、罹患者が未だ他の作業に転換可能な場合には転換補償を支給する(第三章)。

四、以上のような規定を完全に実行するため、使用者に対する行政機関の監督機構を整備し(第四章)、違反した使用者に対しては罰則を課す(第六章)。

なおこの法案に対する批判として、全日本金属鉱山労働組合は、(一)この法案の目的にもあるようにこれは基準法や労災補償保険法における補償規定の補則をなすものにすぎない、国庫負担による単独法の方向をとるべきだ、(二)使用者に対して危険作業に対する予防措置の改善に対する積極的義務を課せ、(三)珪肺療養期間として基準法、労災補償保険法の療養期間三年を超える二年間については国庫負担とせよ、などを上げ、追加意見として、(一)珪肺病の特殊性から休業補償量

を平均賃金の八割とせよ、(二)現在休業補償量についてのみ認められているスライド制を打切り、障害、遺族の各補償にも適用せよ、(三)労災補償保険法では珪肺の障害補償を認めていないので障害補償を特別に設けるべきだ、などを上げている。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
